

## 令和6年第8回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年8月5日(月) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時40分

2. 場 所 東区役所5階 研修室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖(欠席)
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

12番 沼田 聖

6. 議事録署名者

19番 児玉 一成 4番 山本 香織

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典  
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志  
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和7年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 「所有地及び耕作地に関する申告書」の送付について
- (2) 令和6年度第3回地区協議会の日程について
- (3) 農地利用最適化推進委員の欠員募集について
- (4) 令和6年8月の現地調査日程について

## 議 事

### 議 長（福島会長）

それでは、令和6年第8回広島市農業委員会総会を開会します。

本日は総会終了後、令和7年度広島市農政に関する意見書の意見書検討班による検討会がありますので、よろしくお願ひいたします。

本日の欠席者は、12番、沼田委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

なお、本日、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取についての審議案件がありますが、関係する沖田推進委員は欠席の連絡をいただいています。

それでは、議事録署名者を指名します。19番、児玉委員、4番、山本委員よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、11件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の11件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番、2番は、新規就農するために取得するもので、それぞれトマト、オクラ、ナスなどを栽培する旨の営農計画書を提出されています。

3番、4番、6番、9番、10番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

5番は、農事組合法人が利用権設定をしている農地を、同法人の構成員間で所有権移転するものです。賃借権を残したままの所有権移転は、耕作目的とは認められず、許可できないこととなっていますが、所有権の取得を認める例外規定「農事組合法人に使用収益権が設定されている農地等について、当該法人の構成員に所有権を移転しようとする場合」に該当すると認められるものです。

7番、8番、11番は、申請地の隣接地を所有しており便利のため申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の11件の説明を終わります。

### 議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山本委員。

## **山本委員**

4番、山本です。7月16日、事務局職員の方と現地を確認しました。鍛冶山委員とは別々に調査しています。自宅の隣の申請地を購入し、新規就農する案件です。現地は野菜を栽培し耕作されていました。問題ないと思います。

## **議 長**

2番、鍛冶山委員。

## **鍛冶山委員**

2番、鍛冶山です。7月16日、事務局職員と現地確認しました。山本委員とは時間が合わず、別に調査しています。申請地は野菜がしっかり栽培されていました。譲渡人はアメリカ在住のため、譲受人が、以前より耕作しており、問題ありません。

## **議 長**

3番、溝口委員。

## **溝口委員**

5番、溝口です。去る7月17日に福島委員、事務局職員と現地を確認しました。きれいに管理されており、問題はないと思います。

## **議 長**

4番、上垣内委員。

## **上垣内委員**

6番、上垣内です。4番は7月5日に浅元委員、事務局の方と現地を確認しました。譲受人が経営規模拡大のために取得するもので、申請地はきれいに管理されており、問題ないと思います。

## **議 長**

5番、浅元委員。

## **浅元委員**

7番、浅元です。5番は7月24日に現地調査を行いました。事務局職員と上垣内委員は、7月18日に現地調査を行っています。申請地は、農地中間管理機構を通して、地元の農事組合法人が借り受けて耕作しているほ場です。譲

渡人は高齢で、ほ場の管理が困難となり、所有権移転するものです。譲受人も、同法人の組合員で、申請地は自宅から近く、管理を引き継ぐ意向です。許可申請については、特に問題はありません。

## **議 長**

6番、己斐委員。

## **己斐委員**

3番、己斐です。6番は、7月17日に岩重委員、事務局職員2名とで現地調査を行いました。申請地は、県道をまたいで北側に2筆、南側に2筆あります。申請地の現況は、長年耕作されていなかったため、防草シートが張られていました。譲渡人には後継者もなく、耕作も出来ないことから、親戚筋にあたる譲受人に無償で譲渡するものです。譲受人は、ブルーベリーなどの果樹を栽培したいということです。問題はありません。

## **議 長**

7番から10番、吉田委員。

## **吉田委員**

17番、吉田です。7番から10番は、先月7月18日に奥田委員及び事務局2名で現地調査を行いました。

7番は、譲渡人が高齢で耕作困難となったため、申請地に隣接した譲受人が取得する案件であり、異論ありません。

8番は、譲渡人が高齢で管理が困難となったため、申請地の隣接に居住する譲受人が、野菜栽培するものであり、異論ありません。

9番の譲渡人は8番と同一であり、同じく管理が困難となったため、申請地の隣接地に居住する譲受人が取得し、斜面を利用して茶畑とするものです。異論ありません。

10番の譲渡人は不在地主であり、申請地の近くに住む譲受人が、今日まで管理されてきました。そのことから、譲り受けるものであり、異論ありません。

## **議 長**

11番、児玉委員。

## **児玉委員**

19番、児玉です。11番は、去る7月18日に奥田委員、事務局職員2名と現地を確認しました。申請地は譲渡人が相続したもので、譲受人の所有の農

地の入口部分にあり、ここを譲受人が購入することで、便利になるというものです。問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、11件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について8件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の8件について、説明いたします。議案の5ページ、6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、建設業を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場、重機置場及び駐車場として利用しようとするものです。

2番は、公衆用道路への転用事案で、申請地を譲り受け、1番の申請地の進入路として利用しようとするものです。

3番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請地は農振農用地でありましたが、令和6年2月29日付けで農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。

4番は、雑種地への転用事案で、建設業等を営む譲受人が申請地を譲り受け、駐車場及び木材仮置き場として利用しようとするものです。

5番は、雑種地への転用事案で、運送業を営む譲受人が申請地を譲り受け、自社用駐車場として利用しようとするものです。

6番は、雑種地への転用事案で、建設業等を営む譲受人が申請地を借り受け、資材置場として利用しようとするものです。

7番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を架空送電線張替工事に伴う資機材置場、休憩所として利用しようとするものです。一時転用期間は許可後から令和8年3月31日となっています。

8番は、雑種地への転用事案で、建設業等を営む譲受人が申請地を借り受け、資材置場、駐車場として利用しようとするものです。

1番から6番及び8番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

また7番は、農用地区域内の農地であり、その許可方針は原則として許可しないとなっていますが、審査基準により「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」に該当し、不許可の例外に該当するものと思われます。

なお、4番及び8番の一部は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番及び5番を除く6件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番は、宅地造成等規制法の許可を要する案件であり、また、農地面積が30aを超える案件であるため、本総会で承認されますと、8月19日月曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会で異議なしとの回答を得た後に、宅地造成等規制法の許可がされたことを確認したうえで、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また、5番は、農地面積が30aを超える案件であるため、先ほど述べました常設審議委員会において異議なしとの回答を得たうえで、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、2番上垣内委員。

## 上垣内委員

6番の上垣内です。1番、2番は、雑種地への転用事案で、資材置場や重機置場等にしようとするものです。申請地周辺は道路が非常に狭く、1日にダンプが100台くらい通って、地域の方々より色々と言われている地域です。許可することについては問題ありませんが、町内会連合会、小学校のPTA、近隣の住民、地区の環境保全・安全対策委員会等への打診が必要だと思います。地域の道路の補修に関して問題がないように、地域の皆さんの了解が必要ではないかと思ひます。この許可については問題ありませんが、この

ような問題があるということを、付け加えておきます。

## **議 長**

3番、岩重委員。

## **岩重委員**

8番、岩重です。3番について説明します。現地調査は、令和5年9月20日に農振除外の時に事務局職員と行っています。今回の5条許可申請に伴って、改めて7月17日に現地の確認をしました。保全管理がされ、周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。

## **議 長**

4番、高島委員。

## **高島委員**

11番、高島です。4番は7月17日に事務局職員と現地調査を行っています。申請地は現在、路線バスの転回所として利用されています。事務局の説明のとおり、始末書も添付されており、周辺に農地もなく、また、地元の町内会にも説明がありましたので、問題はないと思います。

## **議 長**

5番、6番船木委員。

## **船木委員**

14番、船木です。令和6年7月17日に事務局職員2名と5番、6番について現地調査を行いました。

5番の申請地のある地区は、5、6年前まで、地域で水の管理をしながらお米を作っていましたが、米作りが大変でできなくなり、皆さんで話し合われて、一斉に米作りをやめられました。それ以来ずっと休耕田となっていました。譲受人は、運送会社であり、大型トラックの駐車場が3か所あったのですが、1箇所に集約したいと思っていたところ、申請地の取得が決まったというものです。周辺には影響はなく、問題ないと思います。

6番の申請地は、大雨の時に太田川が度々氾濫し冠水しており、耕作には不向きなため、譲渡人が代表を務める法人に賃貸借契約をするものです。問題はないと思います。

## 議 長

7番、吉田委員。

## 吉田委員

17番、吉田です。7番は、先月7月18日に他に3条許可申請の現地確認もあったので、奥田委員及び事務局職員2名と現地確認を行っています。申請地は、過去にも土木工事の現事務所などに一時転用され利用されてきましたが、転用期間が終われば、その都度、農地に復旧されてきました。今回も一時転用であり、異論はありません。

## 議 長

8番、奥田委員。

## 奥田委員

18番、奥田です。8番は、7月18日に事務局職員2名と現地調査をしました。申請地は保全管理がされていきました。転用による周辺への影響はなく、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1番及び5番を除く6件を許可することに決定いたします。

1番は、広島県農業会議常設審議委員会で異議なしとの回答を得た後に、宅地造成等規制法の許可に合わせて、農業委員会の会長名で許可することといたします。

5番は、広島県農業会議常設審議委員会で異議なしとの回答を得た後に、農業委員会の会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、3件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。議案の7ページ、8ページをご覧ください。

1番は、倉庫及び事務所への目的で、平成30年6月6日付けで農地法第5条の許可を受け、取得したものです。申請人は、取得後に平成30年11月1日から着工する予定でしたが、建物請負工事契約が遅れたため、令和2年4月30日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和元年第4回総会で承認しました。その後、正面道路から進入するためには県有地及び里道を介する必要があり、当該土地を払い下げ後に着工することとしたため、再度、令和4年3月31日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和3年第4回総会で承認しました。

その後、申請地に隣接する休耕地を購入検討中であり、購入可能となれば、当初の許可区域と一体での建築計画に変更するため、当該土地所有者と交渉する期間について、再度、令和5年3月31日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和4年第5回総会で承認しました。その後、隣接地を購入することが不可能となり、当初の許可区域で建築することとなったため、再度、令和6年7月31日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和5年第6回総会で承認しました。今回は、建築する倉庫の規模を縮小し設計変更することに伴い履行延期することとなったため、再度、令和7年12月26日までを期限とする履行延期の承認申請があったものです。なお、申請地の所有権は申請人に移転済みであり、県有地及び里道の払い下げも完了しています。

2番は、工場1棟及び駐車場を整備する目的で、令和6年3月26日付けで農地法第5条の許可を受け、取得したものです。今回、土砂埋め立て行為の期間変更に伴い工期延長することとなったため、令和7年12月25日までを期限とする履行延期の承認申請があったものです。なお、広島県土砂の適正処理に関する条例の変更許可は令和6年6月25日付けで行われています。

3番は、水道局発注の観音台第一調整池ほか新設その他工事に伴う仮設現場事務所等を設置する目的で、令和3年10月6日付けで農地法第5条の許可を受け、賃借しているものです。今回、アスベスト除去工事、電気設備工事等の工事量増加に伴い工期延長することとなったため、令和7年1月31日までを期限とする履行延期の承認申請があったものです。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、己斐委員。

### **己斐委員**

3番の己斐です。1番は、7月17日に事務局職員2名と改めて現地の調査を行っています。履行延期の理由については、先ほど事務局から説明があったとおりで、今回は建築資材高騰により、建築する倉庫の規模を縮小することになり、設計等の変更等を行うため、履行延期するものです。着工は令和7年1月10日から、工事完了予定は令和7年12月26日となっています。やむを得ないものと思います。

### **議 長**

2番、山縣委員。

### **山縣委員**

16番、山縣です。2番は、本年7月16日に、私と事務局職員2名で現地調査しました。申請地は造成途中で、約8割程度終了していると思われま。申請人である法人は、所有権移転後に工場1棟及び駐車場を整備する予定でしたが、土砂埋め立て工事の工期変更に伴い、工期延長することとなったため、履行延期するものです。なお、申請地の所有権は移転済みです。当初の工事完了予定は令和6年12月31日、延期後の工事完成予定は、令和7年12月25日となっています。履行延期に伴う、周辺の農地等への影響はないものと認められるため、問題ないと思います。

### **議 長**

3番、児玉委員。

### **児玉委員**

19番、児玉です。3番は去る7月18日、事務局職員2名と現地確認しました。

工期延長に伴う履行延期ですが、現地確認時に、たまたま申請地の所有者がおられ、了承されているということでした。問題はないと思います。

### **議 長**

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、3件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の9ページをご覧ください。今回、2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

## 議 長

議案第4号について、担当委員の意見を伺います。

1番は私の担当ですので、私から説明します。

7月17日に、この日は3条許可の案件もあり、溝口委員、事務局職員と一緒に現地調査を行いました。適正に管理されていて問題ないと思います。

2番は沼田委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

沼田委員の意見を代読します。

12番、沼田です。7月17日に事務局職員と一緒に現地を確認いたしました。耕作され適正に管理されており、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について、1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和6年7月11日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の10ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については11ページから17ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、キュウリ、ピーマン、葉物野菜等の生産を行っています。今後は、果菜類等に対応した自動包装機を導入し、袋詰め作業時間の削減を図ります。また、自走式動力噴霧器を導入し、薬剤散布時間の短縮を図るとともに、積載量の多いワンボックスカーを導入することで、出荷の運搬回数を削減することにより、年間労働時間2,000時間、年間所得524万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。担当の沖田推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えている

とのことで、事務局から説明をお願いします。

### **事務局（山根主査）**

沖田推進委員の意見を代読します。

安佐北区安佐地区を担当しております農地利用最適化推進委員の沖田です。本日は都合により総会を欠席させていただきます。申し訳ありません。

この申請につきましては、8月1日谷口農業委員とともに、申請者の農園を訪問し、お話を伺いました。現在、パートの男性3人、女性2人、本人合わせて計6人の体制で作業員のレベルアップを図りながら経営されており、コロナ禍の時期より農業経営の改善が見受けられます。出荷先はスーパー7店舗、企業関連32店舗への出荷のほか、無人直売所を開設しています。今後は経営収支を向上すべく、施設野菜の回転数を上げる、露地野菜の取組拡大、また作業効率の向上を図るため必要な機械の導入も検討されています。地元としても、今後の地域農業を考え、申請者を応援していきたいと思っています。この農業経営改善計画の更新につきましては問題ありません。

### **議 長**

谷口委員からも意見があればお願いします。

### **谷口委員**

13番、谷口です。沖田推進委員とともに、8月1日に申請者と面談いたしました。経営状況ですが、広島市分で231a、北広島町分で50a、計281aの経営面積があります。昨年までコロナ過の影響で債務の返済等が遅れ気味であると聞いていましたが、昨年で全て解消したということで、今年度からは、黒字に向けての計画が立てられています。本年までに、草刈り機、自動動力噴霧器を購入され、ほ場全体の労働力の軽減に向かって前進されています。収穫された野菜等を出荷するために、ワンボックスカーを購入され、計39店舗へ配送しており、非常に労働力の軽減に役立っているそうです。今後、自動包装機を購入し、さらに経営効率を上げていこうという計画です。それと、採算収益の少ない野菜については、収益率の高い野菜に切替えていきたいということでした。野菜の収穫等には焦るけど、ご本人自身の心は焦らないということを中心に掛けて、中山間地域なので、草刈り等に時間が取られないように農地の管理をしていきたいと話されていました。この農業経営改善計画は問題ないと思います。

### **議 長**

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

**議 長**

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

**議 長**

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、1,004件を上程します。事務局から説明をお願いします。

**事務局（山根主査）**

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の18ページと19ページをご覧ください。

今回、1番から21番で上程している合計1,004筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第6号の説明を終わります。

**議 長**

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番、浅元委員。

**浅元委員**

7番、浅元です。6月7日に野稻推進委員とともに、現地調査を行いました。いずれの農地も、山林、原野であることを確認しました。

## 議 長

2番から4番、岩重委員。

## 岩重委員

8番、岩重です。2番から4番について説明します。

2番、3番については、6月22日から29日にかけて、矢野推進委員と現地確認を行い、山林、原野であることを確認しました。

4番については、6月15日から18日にかけて、河野推進委員と現地確認を行い、山林、原野であることを確認しました。

## 議 長

5番、6番、高島委員。

## 高島委員

11番、高島です。5番、6番について、5月18日に中道推進委員と現地調査をしています。いずれも原野であることを確認しました。

## 議 長

7番から12番は沼田委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

沼田委員の意見を代読します。

前坊推進委員と現地を確認し、その結果、山林、原野であったことを確認しました。

## 議 長

13番から16番、谷口委員。

## 谷口委員

13番、谷口です。13番は、沖田推進委員と5月28日から31日及び6月2日に現地を確認し、山林、原野であったことを報告します。

14番は、鈴木推進委員とともに6月1日に現地を確認し、山林であったことを報告します。

15番、16番は、野平推進委員とともに5月16日に現地を確認しています。結果は山林、原野でした。

## 議 長

17番、船木委員。

## 船木委員

14番、船木です。5月23日に水本推進委員と現地調査をし、山林、原野であったことを報告します。

## 議 長

18番、山縣委員。

## 山縣委員

16番、山縣です。18番は藤岡推進委員と阿戸地区の63件について現地調査しました。原野及び山林であったことを報告します。

## 議 長

19番から21番、吉田委員。

## 吉田委員

17番、吉田です。19番と20番は5月30日、21番は5月29日に、いずれも林谷推進委員と現地を確認しています。原野または山林であると判断しました。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、議案第6号の1,004件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

## 議 長

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第5号の専決処理の62件について一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、65ページから67ページの16件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、68ページから72ページの26件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、73ページ、74ページの7件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、75ページ、76ページの12件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回の専決処理、77ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の、「農政に係る審議事項」の議題に入ります。

令和7年度広島市農政に関する意見書について、事務局に説明をお願いします。

### 事務局（小林主任技師）

令和7年度広島市農政に関する意見書について説明します。1枚ものでお配りしている資料をご覧ください。

内容説明の前に、市長への意見書提出までのスケジュールについて変更がありますのでお知らせします。当初、例年どおり10月下旬の市長への提出、それに向けて8月総会で協議、9月総会で決定としておりましたが、今年度は市長への意見書提出の日取りが、市長のスケジュールの都合で10月下旬ではなく、11月にずれ込む、ということです。つきましては、総会での審議につきましても、本日8月総会、9月総会のご協議、昨年と異なり1回ずれて、総会での最終決定を10月7日の総会でさせていただこうと考えております。ご了承ください。

それでは、内容について説明をさせていただきます。意見書の項目と説明の素案についてお示ししております。先月の総会、その後の意見書検討班で協議していただいたこと、事務局による検討等を踏まえまして、本日素案として、別紙をご提案させていただいています。引き続きまして、委員の皆さまから、その後お考えいただいたこと等ございましたら、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、順に読み上げてまいります。

#### 1 担い手の支援について

農業者の営農を継続させるための支援を行うこと。農業従事者の高齢化等により担い手が減少しており、女性農業者、小規模農家、半農半X農家など幅広い担い手が必要となっている。農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多い。これら多様な担い手が農業を継続していくためには、例えば農作業の省力化や負担の軽減などの支援が必要である。

#### 2 農地の利活用について

地域の農地の適切な利用を推進するため、活用すべき農地の利活用の取組に対する支援を行うこと。農家の高齢化等により農地の維持・管理が依然として困難であり、集落活動が衰退している。こうした状況を解消するためには、地域での話し合いにより活用すべき農地の利活用の取組に対する支援が必要である。

#### 3 有害鳥獣対策の強化について

深刻化している鳥獣被害の軽減のため、有害鳥獣対策の強化を図ること。

市は、防除、駆除、環境整備の3手法で有害鳥獣対策に取り組んでいるが、依然として、農作物の鳥獣被害は深刻である。とりわけ、生息頭数が増加しているシカの捕獲を強化する必要がある。また、駆除従事者の負担を軽減するために実施している有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業について、早期に全市で本格的に実施する必要がある。

以上が素案でございます。そして、本日この説明の後にご意見ございましたら、お伺いした上で、委員の皆さまの意見をより反映していただけるように、先月と同様に総会の後、意見書検討班による協議をしたいと思っております。総会終了後、メンバーの方、お時間の取れる方はご出席のほど、よろしくお願

いたします。

以上で、令和7年度広島市農政に関する意見書案について説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

## 船木委員

8月4日の中国新聞に「森林管理集約で伐採促進」という記事が載っていましたが、安佐地区は、山の斜面に棚田のような形で農地があり、山がそばにあります。そのため、鳥獣被害も多く、森林自体が農地のそばで日当たりが悪くなっています。また、安佐地区はとにかく高齢化が進んでおり、水田を守ることができない。水路の管理を今まで協力してやってきたことが出来なくなってきており、1軒だけでは農地を守れないので、遊休地になっています。そのような農地をこれから地域計画などに入れていくとなると、南側に山が迫っており、日当たりが悪いということもあり、地域計画を立てた時に、後で問題になってくるかもしれません。

水耕栽培等、先進的な、例えば企業やJA等と協力して投資をする等して、森林管理、山を生かすことにより、農地も生かせる。杉やヒノキが大きくなると、日当たりが悪くなり、山に餌がない、草も生えないような状態だから山から鳥獣が下りてくるということがあるので、鳥獣対策の面でも山の木を伐採して、日当たりを良くしたりすることもいいのではないかと思うので、連動してやってもらいたいということがあります。8月4日の新聞に載っていて、そのように思ったので、前回、前々回の時に意見を出していないのですが、そのようなどころも含めて考えてもらいたいと思います。

## 議 長

ありがとうございます。この後また検討会がありますので、詳細は意見を出してもらって、その時にまた決めたいと思います。よろしくお願いします。

その他よろしいですか。

事務局から、説明がありましたとおり、本日総会終了後に開催する意見書検討班において、詳細に検討していただくことにしていますので、関係委員の方はよろしくお願いします。

## 議 長

続きまして、議事日程6のその他事項に入ります。

事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

続きまして、所有地及び耕作地に関する申告書の送付についてです。資料1、1ページをご覧ください。1,000㎡以上農地を所有している方などを対象に毎年8月に農地の耕作状況を調査しております。申告書を、7月31日水曜日から生産区長宛て又は直接農家宛てに送付しました。また、生産区の中に市街化区域がある生産区及び直送分には、広島市農政課が作成した生産緑地制度のチラシを同封しております。また、お配りしていますとおり、広島市農業委員会だより令和6年夏号が完成しました。こちらは、所有地及び耕作地に関する申告書に同封し、各農家へ配布するほか、区の農林課、公民館等で配布します。

続きまして、4ページ、資料3をご覧ください。令和6年度第3回地区協議会について説明します。「1 日時等」の表のとおり、日時は、8月29日木曜日から9月20日金曜日までの間に各地区予定しております。「2 内容」のとおり、遊休農地に関する措置の概要、推進委員の活動について等を予定しております。

### 事務局（平木主幹）

続きまして、農地利用最適化推進委員の欠員募集について、現在の状況を説明したいと思います。安佐北区高陽地区の深川・落合・口田、安芸区の矢野地区、船越地区が現在欠員になっており、6月17日から7月19日まで募集を行いました。その結果、安佐北区高陽地区の深川・落合・口田については、1名の申し込みがあり、安芸区の矢野地区、船越地区については申し込みがありませんでした。今後の予定ですが、8月20日に選考委員会を行い、候補者を選考し、9月5日の総会に於いて同意の承認が得られれば、委嘱をしたいと考えております。

### 事務局（山根主査）

続きまして、3ページ、資料2をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は8月15日木曜日です。

現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日木曜日の夕方17時15分から18時頃に電話で調整させていただきます。

現地調査日程は、16日金曜日の午前は、旧市、午後は安芸区、19日月曜日の午前は、安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区20日火曜日の午前は、安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況や各委員のご都合により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく願います。以上で、「その他」の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

これで令和6年第8回総会を終了します。

(委員：意見なし)

## 議 長

次回の総会は、令和6年9月5日木曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## 己斐会長職務代理者

長時間にわたりまして、お疲れ様でございました。連日35度、非常に暑い日が続いております。農作業等をされる時には、熱中症に気を付けていただきたいと思います。もし、熱中症かなと思われましたら、首回りと脇の下、股関節を冷やすと良いということをテレビでやっていました。また、明日は79回目の原爆の日です。例年8月6日というのはとても暑いです。平和公園の方へ行かれる方もおられると思いますが、8時15分には各自追悼の意を表していただければと思います。本日も大変お疲れでございました。これで本日の総会を終わります。